

猪名川・藻川河川保全利用憲章（案）について

(1) 目的

猪名川・藻川における河川特有の自然環境は他には代えがたい地域の共有財産であることを鑑み、地域との合意形成を図りながら河川環境を損なう利用の是正を行なうとともに、利用者への安全への配慮、ユニバーサルデザインの導入などを推進することによって、地域から愛され、親しまれる河川環境を形成・維持していくことが望まれる。

このため、猪名川・藻川における河川環境の保全・再生を重視した保全利用の方向性を示す、市民みんなの基本的なルールをまとめ、委員会審議にあたっての基本理念とする。また、河川管理者・占用户・利用者・NPO等が一体となり河川環境に対する意識を高める。

(2) 素案検討の流れ

猪名川・藻川河川保全利用憲章は、猪名川・藻川の河川の特性と、これまでの委員会意見を反映して素案を作成する。

(3) 河川特性等の整理

猪名川・藻川の河川特性等を整理すると次のとおりである。

	概 要	課題と対応
河道特性	流域には川西市、池田市、宝塚市、箕面市など多くの都市を擁する、典型的な都市河川である。流域内の資産密度、人口密度は著しく高く、また水源地域まで住宅団地・ゴルフ場などの開発が進んでいる。流域の市町には約180万人が住み、川の水は生活用水・工業用水・農業用水として利用されている。 狭窄部上流の浸水被害の解消や本川の一部は計画に対して流下能力が不足している。	<ul style="list-style-type: none"> 川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削 銀橋狭窄部の開削 総合治水対策による流域からの流出抑制
自然環境	猪名川は、銀橋下流の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部は溪谷の様相を呈しているが、中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。 植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的であるが、近年ではアレチウリ等の外来植物が繁茂している。鳥類では、水辺や中州ではサギ類・千鳥類・セキレイなどが多く見られ、河口には一年を通してカワウがいたり、冬にはカモ類やユリカモメが浮かんでいるのが見られる。魚類では、60種を超える魚種が確認されており、最も多いのはオイカワで、ギンブナ、カマツカと続く。 昆虫では最も多いのは河川敷にいるバッタ類である。両生類、爬虫類、哺乳類では、トノサマガエル、インガメ、アオダイショウ、カヤネズミ等が比較的多く見られる。 猪名川の水質は1965年から数年間で急激に低下したが、その後、下水道の普及や工場排水の規制などによって回復しつつある。上中流部では環境基準を満足した水質を保っており、下流部でも一部を除き環境基準を満足している。	<ul style="list-style-type: none"> 低水護岸整備に伴う水陸移行帯の消失、河原環境の減少 井堰等による縦断の連続性の分断 河川流量の減少 外来生物の進入 水質改善の鈍化 失われた自然環境の再生
利用状況	典型的な都市河川である猪名川は、その恵まれた空間特性や都市に残された貴重な自然環境として、散策、レクリエーションなど多くの人々に利用されている。河川敷の利用実態としては、年間河川空間利用者総数(推計)は年間約317万人、年間平均利用回数は約2.4回/人である。利用形態は散策が最も多く、次にスポーツ利用が多い。また、高水敷は、広範囲にわたり河川公園、グラウンドとしての利用が多い状況となっている。面的占用されているその面積は33.23haと高水敷の面積の66%に及ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> 昭和20～60年代の人と川との係わりの復活 排他独占的な利用の抑制 川でなければできない利用の推進

(4) 猪名川・藻川河川保全利用憲章（案）

河川特性、委員会での意見を踏まえて、猪名川・藻川河川保全利用憲章(案)に至る修正の流れを以下に示す。

【当初案】

- 猪名川のもっている多面的な役割を念頭におき、治水・利水・環境と調和した河川の保全利用のあり方を常に考えます
- 地域の相互理解・合意形成を図りながら、連携と協働によって適正な保全利用を目指します
- 河川の保全利用に関する新しい取り組みを積極的に導入し、適正で継続的・発展的な河川の保全利用を図ります
- “猪名川らしさ”を追求する適正で継続的・発展的な河川の保全利用により、地域に親しまれる水辺を形成し、次世代へ継承します

【平成 21 年度委員会意見等を踏まえた修正案】(平成 22 年度第 1 回委員会提示案)

(仮称) 猪名川・藻川河川保全利用憲章（素案）

- 猪名川は、川西・池田・伊丹・豊中・尼崎の都市を流れる河川でありながら、そこには、魚、野鳥、水生昆虫、陸生昆虫、小動物、植物など、川ならではのさまざまな生きものたちが暮らす自然があります。
- 猪名川は、生きものたちにとって、かけがえのない棲処です。
- 猪名川は、わたしたち人間にとって、水と緑の憩いの空間であり、貴重な自然とのふれあいの場、まなびの場です。
- 猪名川の“川らしさ”を守っていくために、「川の利用のあり方」を考えて、川本来のすがたも大切に育みながら、利用しましょう。
- 流域のみなさまのちからが、川本来のすがたを守ります。猪名川での『川らしい利用』の取り組みをつづけていくことにより、この自然豊かな猪名川を次の世代へと伝えていきましょう

平成〇〇年〇〇月〇〇日

猪名川・藻川河川保全利用委員会 提唱

【平成 22 年度第 1、2 回委員会意見等を踏まえた修正案】

(仮称) 猪名川・藻川河川保全利用憲章 (案)

前文

猪名川は、猪名川町を水源地として、川西・池田・伊丹・豊中・尼崎の都市を流れる河川で、そこには、魚、野鳥、昆虫などの小動物や植物など、川ならではのさまざまな生きものたちが暮らす自然があります。

猪名川は、残された自然の場として、生きものたちにとってかけがえのないすみかであり、流域の住民にとっても大切な水資源の供給元でもあり、非常に重要な空間です。

猪名川は、沿川都市の住民にとっては、水と緑の憩いの空間であり、貴重な自然とのふれあいの場、まなびの場です。

猪名川の“川らしさ”を守っていくために、生物の多様性に配慮しながら「安全・安心の確保」とともに「川の利用のあり方」を考えて、川本来のすがたも大切に育みながら、利用していきます。

流域のみなさまのちからが、川本来のすがたを守ります。ここに、わたしたちは、猪名川での『川らしい利用』の取り組みをつづけていき、この自然豊かな猪名川を次の世代へと伝えていくことを決意します。

よって、猪名川・藻川河川保全利用委員会は、ここに猪名川・藻川河川保全利用憲章を定めま

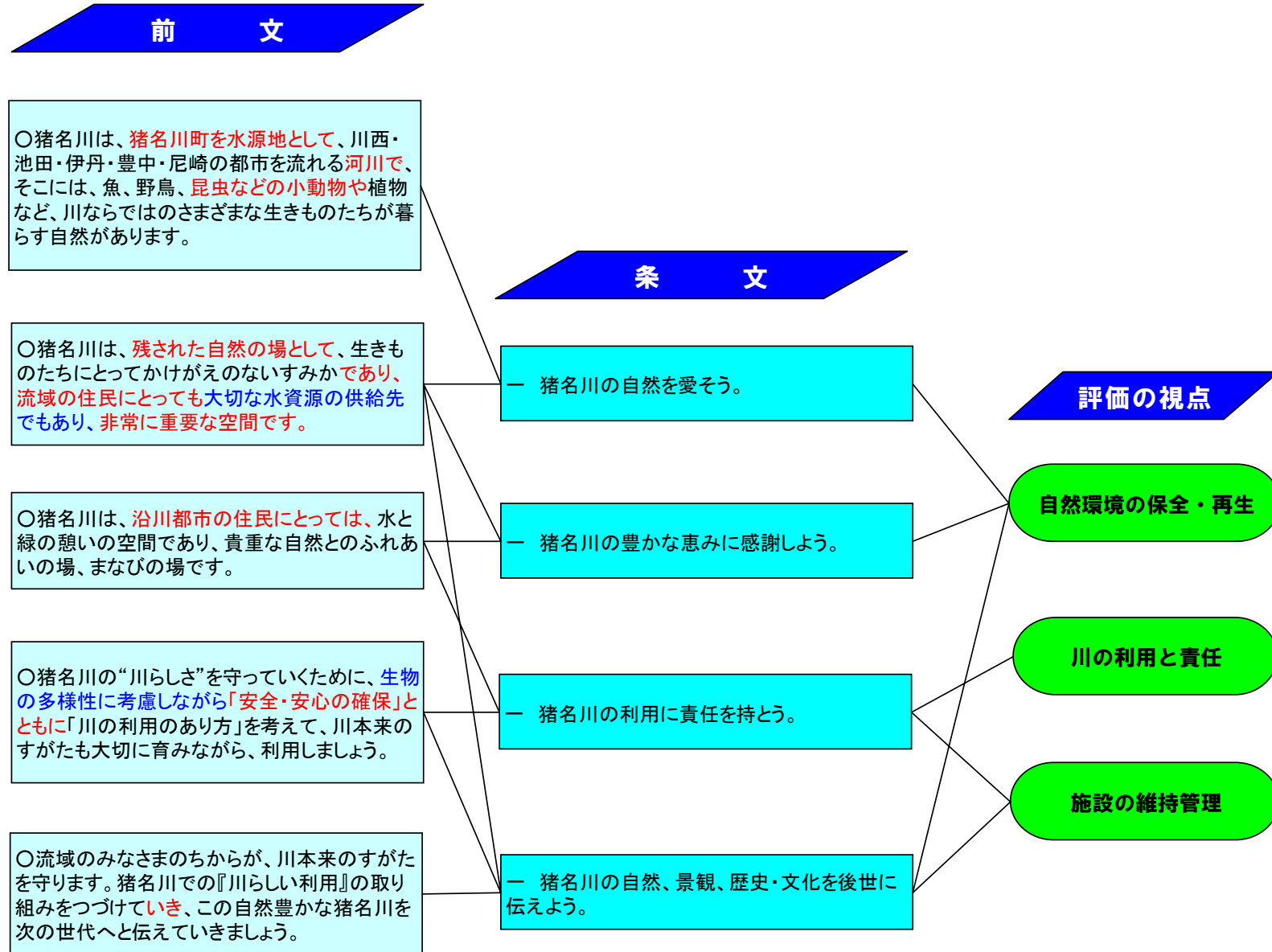
条文

- 猪名川の自然を愛そう。
- 猪名川の豊かな恵みに感謝しよう。
- 猪名川の利用に責任を持とう。
- 猪名川の自然、景観、歴史・文化を後世に伝えよう。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

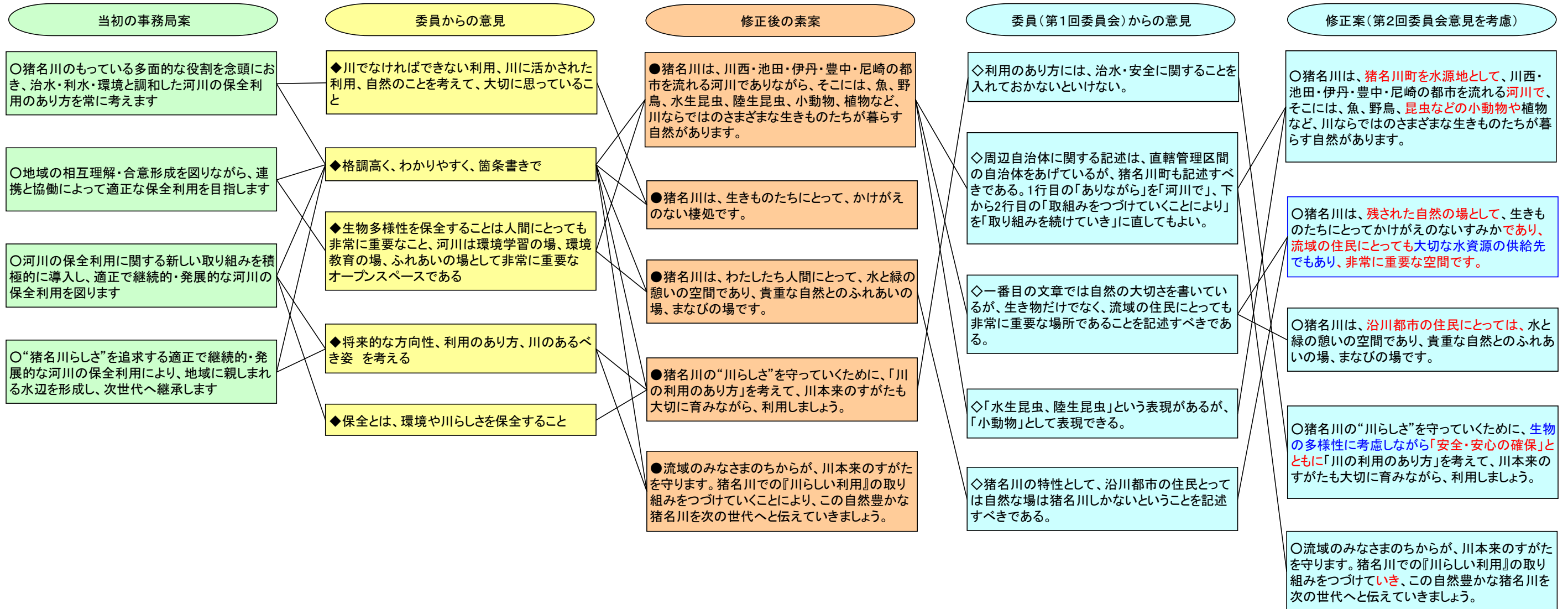
猪名川・藻川河川保全利用委員会 提唱

■前文・条文・評価の視点



注) 図中の赤文字：平成 22 年度第 1 回委員会意見等を踏まえ修正、青文字：平成 22 年度第 2 回委員会意見等を踏まえ修正

■委員からの意見の反映状況



注) 図中の、
赤文字：平成 22 年度第 1 回委員会意見等を踏まえ修正
青文字：平成 22 年度第 2 回委員会意見等を踏まえ修正

猪名川・藻川河川保全利用憲章（案）と チェックリストについて（事務局提案）

■猪名川・藻川河川保全利用憲章とチェックリストについて

猪名川・藻川河川保全利用委員会では、猪名川・藻川河川保全利用憲章（以下、「憲章」と呼ぶ）の策定に向けて審議をいただいています。一方、個別占用案件の審議にあたっては、憲章が未策定のことでもあって、カルテに記載された事項を主体に審議をいただき、チェックリストは参考資料のように運用がなされています。

本来、個別占用案件に関する審議は、憲章が定められた上で、憲章にうたう事項を満足しているかどうかを確認し、ご意見をいただくべきもので、このための客観的な評価基準としてチェックリストが活用されるものと考えています。

そこで、審議をいただいている憲章（案）に対応する形でチェックリストを再構成し、憲章策定後の今後の審議にあたっては、チェックリストが審議のための主要な資料となるようにご提案します。

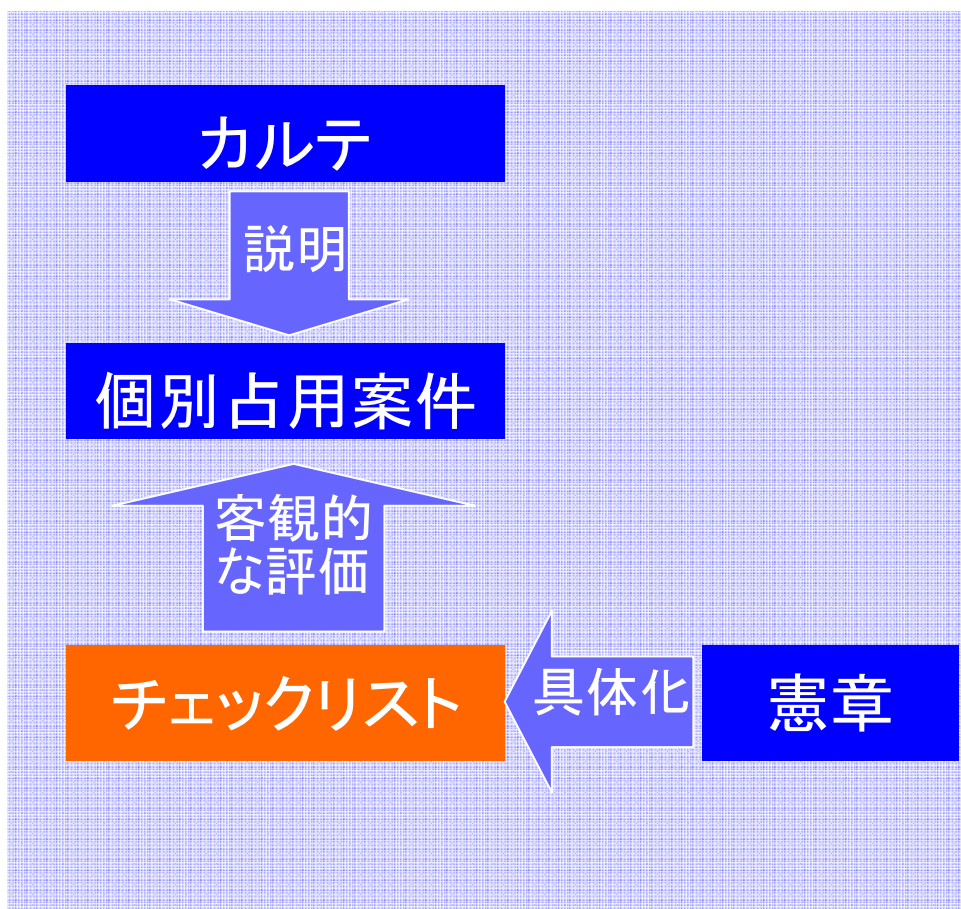


図 憲章、チェックリストと個別占用案件の審議の関係のイメージ

モニタリングシステムについて

1. モニタリングシステムの必要性

猪名川・藻川河川保全利用委員会は、公園等の占用施設の新設、更新及び変更の許可にあたって意見を述べることを目的の一つとしている。

これらの意見は、占用地及び周辺の自然環境等を評価して、申請者、場合によっては河川管理者に対し「川でなければできない利用、川に活かされた利用」への取り組みとして、改善・是正すべき事項を助言するものである。

また、現在審議中のチェックリストでは、猪名川・藻川河川保全利用委員会からの提唱を受けて、今後猪名川流域の各自治体と流域住民の方々による合意形成を踏まえてルール化されることになる「猪名川・藻川河川保全利用憲章」を先取りするかたちで、申請者が河川保全利用に対し「守るべき事項」と「行うべき事項」が具体的に示されている。

このような状況を踏まえ、申請者は委員会意見や河川保全利用に対し「守るべき事項」と「行うべき事項」等に対応した新たな取り組みを行ない、河川管理者も申請者と連携して対応すべきとの委員会意見について取り組みを行なうことになる。

これら取り組みや活動は、図-1に示すように継続的に計画、実施され、適宜評価して問題等があれば是正・改善されていく必要があり、また、これら取り組み活動の実施状況については、適宜委員会へフィードバックできるような仕組みが必要である。

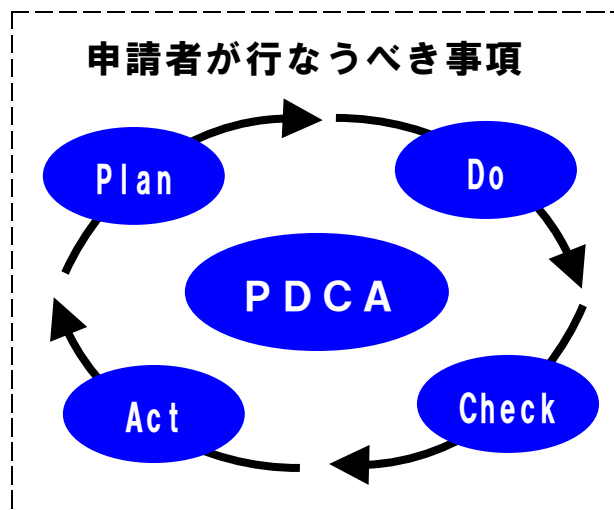


図-1 取り組や活動のPDCAのサイクル

2. モニタリングシステムの概要

ここで提案するモニタリングシステムは、申請者は図-2に示すように、更新時には「守るべき事項」と「行うべき事項」に対する取り組み状況及び委員会意見に対する取り組みについての自己評価を、中間報告時には委員会意見に対する取り組み状況を報告するものとする。

委員会への報告の手法は次のとおりとする。

■ 更新時

「守るべき事項」、「行うべき事項」への対応についてはチェックリストで、前回委員会意見への対応についてはカルテによる。

■ 中間報告時

「取り組み状況報告書（案）」による。

また、河川管理者についても、更新時には申請者のチェックリスト評価結果に対するチェックを行うとともに、申請者と連携して対応すべきとされた委員会意見への対応状況については、更新時と中間報告時に、それぞれ河川管理者用の「取り組み状況報告書（案）」により委員会へ報告し、確認を受けるものとする。

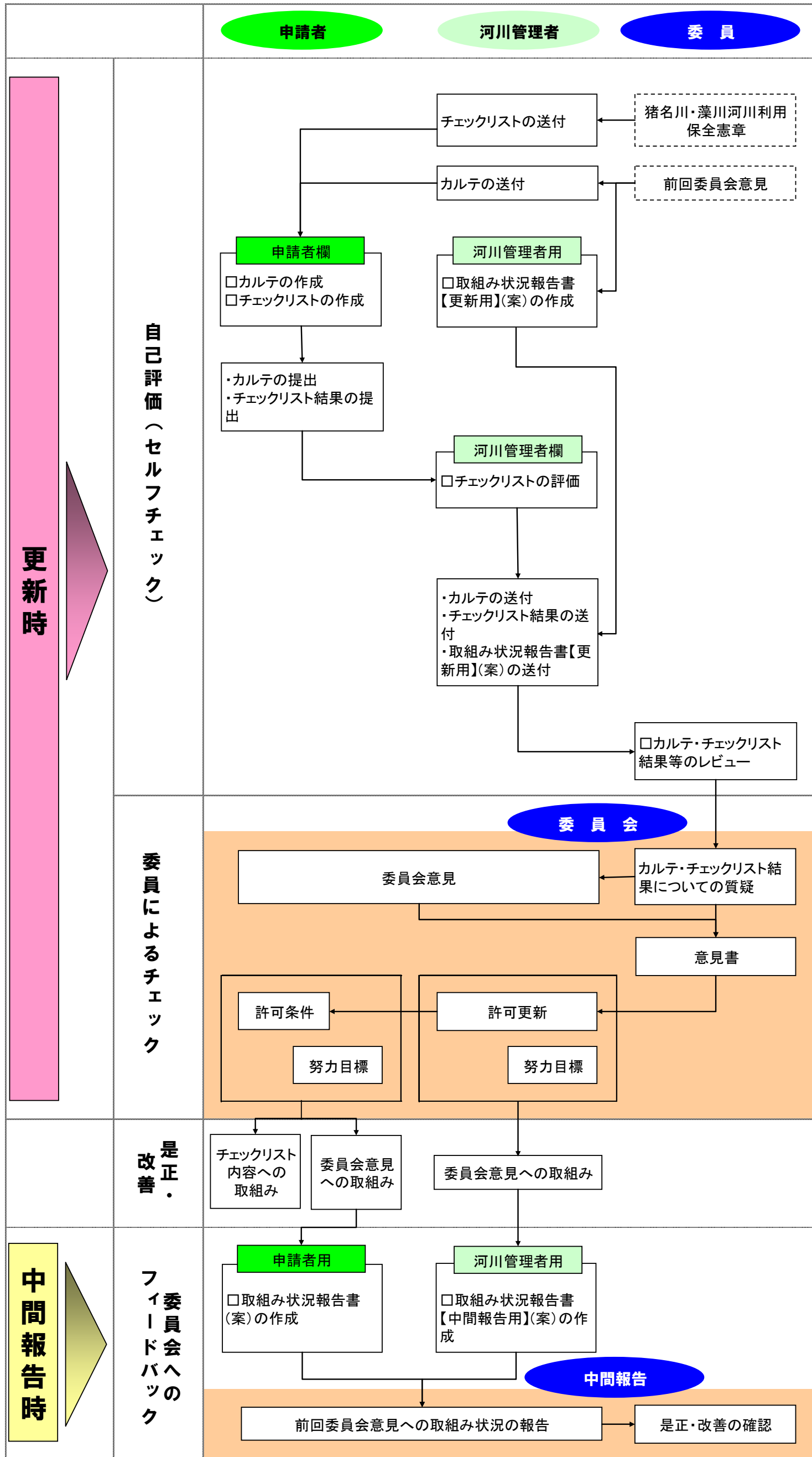


図-2 モニタリングシステムの概要

3. 更新時の対応

3.1 自己評価（セルフ・チェック）

(1) 申請者による自己評価

占有者による自己評価は、第一に申請者が「猪名川・藻川河川保全利用憲章」を踏まえた川らしい河川保全利用への取組みや活動を、チェックリストを用いて自らその結果を評価するものであり、第二は前回委員会意見への対応状況をカルテにより評価するものである。

自己評価のメリットには以下のようなものがある。

- ・自らが川らしい河川保全利用に取り組んでいるという意識が高まる。
- ・自ら課題を発見するため、是正・改善にスムーズにつながる。
- ・守るべき項目と行うべき事項を把握することができる。
- ・河川保全利用全般の現状を把握することができる。

1) チェックリストの構成

チェックリストは次のような構成になっている。（図-3、表-1 参照）

- ① チェック項目は、「猪名川・藻川河川保全利用憲章」を踏まえ、自然環境の保全・再生、川の利用と責任、施設の維持管理の3つの評価の視点から構成している。
- ② チェック項目の位置づけとして、申請者が守るべき事項と行うべき事項に分けて示している。
- ③ 評価者は申請者とする。
- ④ 河川管理者は、申請者が行なった評価結果に対し、河川管理者として客観的な評価を行なう。

2) チェックリストの運用

チェックリストの運用については、次の点に留意する必要がある。

- ・チェックリストは、委員会の前に各委員に事前送付してレビューを行なってもらう必要があるため、委員会の約1ヶ月前には申請者に提出を求める。
- ・カルテ作成の前に、日頃の河川保全利用の状況にもとづいて記載し、カルテ作成後に再度記載内容の見直しを行い、カルテの内容と整合性がとれていることを確認しておく。

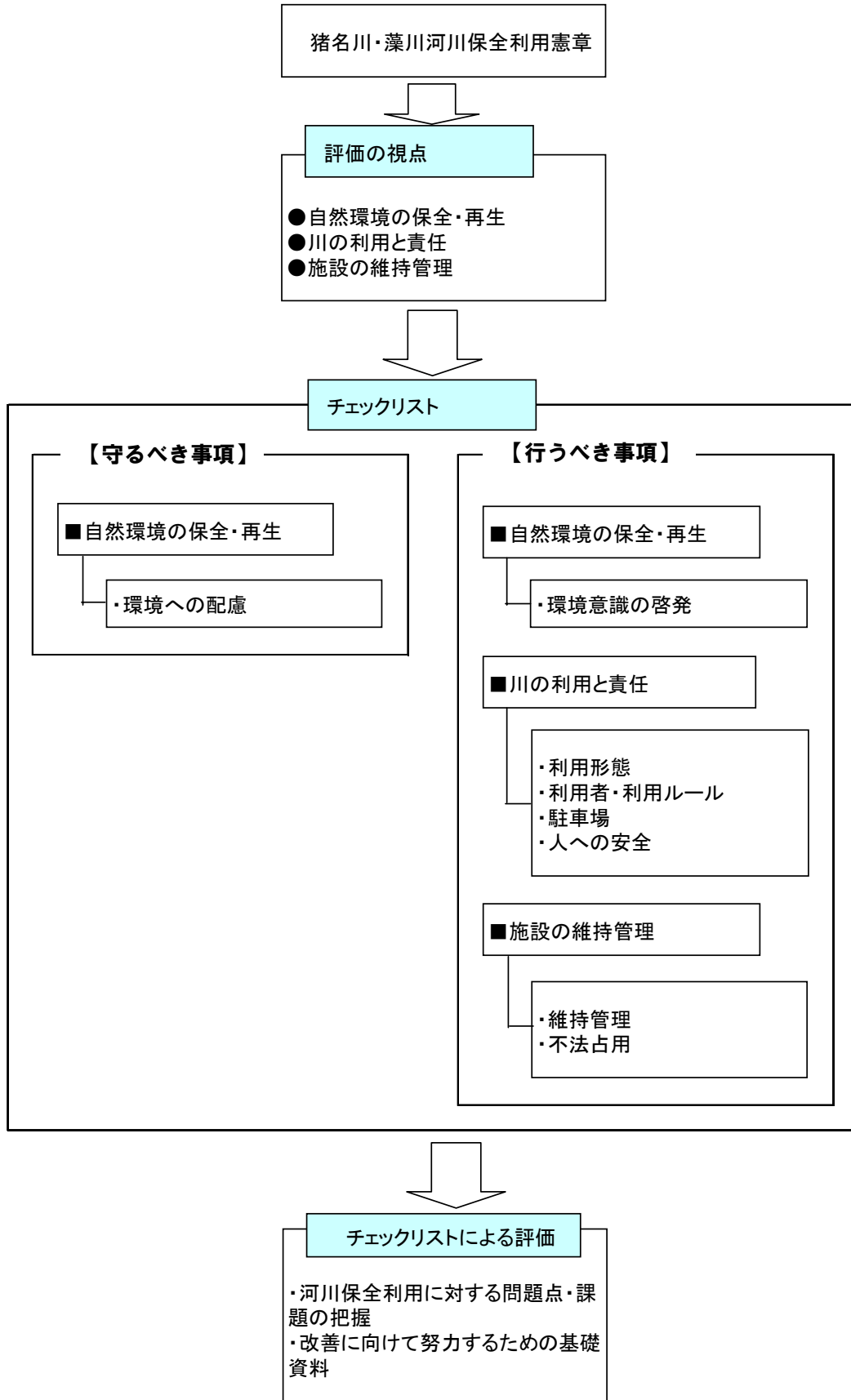


図-3 チェックリストの構成

3) 河川管理者によるチェックリスト評価結果のチェック

河川管理者は、申請者が作成したチェックリスト評価結果について、河川管理者としてチェックを行い、申請者の評価に対し問題点等がある場合にはその旨を説明欄に記入する。

(2) 河川管理者による自己評価

河川管理者による自己評価は、申請者と連携して対応すべきとされた前回委員会意見への取り組みや活動について、河川管理者用の「取り組み状況報告書（案）」により評価するものであり、委員会へ報告し、確認を受けるものとする。

3.2 委員によるチェック

1) チェックの目的

委員によるチェックは、チェックを通じて川らしい河川保全利用への取り組みを支援する活動である。チェックリストやカルテのレビューにより、申請者が「猪名川・藻川河川保全利用憲章」を踏まえた河川保全利用の方針やルールを守っているか、前回委員会意見に対する取り組みや活動を、独立した第三者として確認することを目的とする。また、チェックリストが現状と照らして適切かどうかという確認も行う。

このチェックにより、申請者の守るべき事項と行うべき事項に対する意識とのズレの把握や対象とする案件の更新の許可にあたっての考えをまとめるのに役立つ。

2) チェック手続

委員によるチェックは次の手順により行う。

■ 自己評価結果等の妥当性

- ・事前に送付されるチェックリスト評価結果やカルテのレビューを行い、自己評価の状況や委員会意見に対する対策の進捗状況について確認する。
- ・委員会において、必要に応じて申請者や河川管理者への質疑を行う。

■ 問題の報告

- ・自己評価結果等について、その判断の妥当性（判断が正しかったかどうか）を確認し、是正・改善等の問題があれば、委員会において許可条件や努力目標として意見書において報告する。

4. 中間報告時の対応

4.1 是正・改善の実施

報告された問題点について、申請者と河川管理者は、それぞれ是正・改善の可否を検討し、是正・改善を実行するかどうかの意思決定を行う。

この意思決定の結果を踏まえ、是正・改善に向けた方針、計画を検討し、具体的な対策を講じることになる。

4.2 委員会へのフィードバック

申請者は、意見書を踏まえた是正・改善の実施状況や進捗状況について、別途定める「取り組み状況報告書【申請者用】（案）」と併せて中間報告時期に委員会に報告する。

河川管理者についても、申請者と連携して対応すべきとされた委員会意見への対応状況について、別途定める「取り組み状況報告書【河川管理者用】（案）」と併せて中間報告時期に委員会に報告する。

表-1 河川保全利用チェックリスト

■河川保全利用チェックリスト／その1（素案）

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	(説明欄)	河川管理者 (客観評価)	(説明欄)	委員会評価
自然環境の保全・再生	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の自然環境が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない					
	環境への配慮 A	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている				
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、環境に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない					
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 対策を実施している △: 計画中 ×: 特に実施していない				
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 取り組んでいる △: 計画中 ×: 特に取り組んでいない					

■河川保全利用チェックリスト／その2（素案）

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	(説明欄)	河川管理者 (客観評価)	(説明欄)	委員会評価
川の 利用と 責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない				
	利用者・ 利用ル ール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない				
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない				
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない				
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある				
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 ―:駐車場はない				
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 ―:設置の要望や計画がない				

■河川保全利用チェックリスト／その3（素案）

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	(説明欄)	河川管理者 (客観評価)	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)					
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか					
	不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか					

取り組み状況報告書(案) ○○○○○○公園 (□□□市)

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備 考

取り組み状況報告書(案)

【更新時：河川管理者用】

前回委員会の意見	取り組み（対応）状況	備 考
【特記事項】		

取り組み状況報告書(案)

【中間報告時：河川管理者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備 考